

## 風の丘短期入所事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬真福祉会が設置する風の丘短期入所事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の従業員は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。  
2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障がい福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 風の丘短期入所事業所
- (2) 所在地 三重県多気郡多気町相可字風子1863番地1

### (営業日と営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、年中無休とする。

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 風の丘における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 事務長 1名  
事務長は、施設の統括的事務を掌る。
- (3) サービス管理責任者 1名  
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (4) 看護師 1名  
看護師は、利用者の看護並びに利用者に従業者の健康管理を担当する。
- (5) 生活支援員 4名  
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
- (6) 介助員 1名  
介助員は、利用者の日中活動における介助を行う。
- (7) 事務職員 2名  
事務職員は、事業所に必要な事務を行う。

### (主たる対象者の障害の種類)

第6条 事業所の主たる対象は、知的障害児(者)とする。

### (利用定員)

第7条 事業所の短期入所定員は、4名とする。

(短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合は利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清しき
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理

2 事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用(1日)の支払いを支給決定障害者から受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用 (朝430円、昼480円、夕480円)
- (2) 光熱水費 369円
- (3) 日用品費・リネン代 120円
- (4) おやつ代 70円
- (5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前2項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意(記名捺印)を受けるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定短期入所の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 喧嘩、口論等他人に迷惑をかける行為をしないこと
- (3) 利用者は、秩序に従って相互の親睦を深める。
- (4) 利用者が病気等の場合は、指定短期入所のサービスの提供を拒否することができる。

(利用者負担等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定する。この場合において、当事業者は、利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、利用者等及び他の指定障害者福祉サービス等を提供した指定障害者福祉サービス事業者等に通知する。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 指定短期入所の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者及びに係る障害者福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うも

のとする。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 拘束等の適正化のための対策を検討する会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる身体ものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について周知徹底

(苦情解決)

第15条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力する。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(会計の区分)

第17条 事業所は、実施する短期入所の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整理を行なうこととする。

(1) 任用時の研修 任用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸帳簿を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は指定短期入所の利用について市町又は一般相談事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

5 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点としての次の機能を担う。

6 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

7 体験の機会

地域移行支援や親元からの自立等に当って、共同生活援助等の障がい者福祉サービスの利用者や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬真福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

改正 平成17年 2月22日

改正 平成18年 5月27日

改正 平成18年11月25日に施行し

平成18年10月 1日から適用する。

改正 平成23年 8月 1日

改正 平成27年 4月 1日

改正 平成28年 4月 1日

改正 令和 5年 6月 1日